

Ver.2.0  
H24.2.3

## 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 平成24年度の応募に係る主なQ&A

本Q&Aは、問い合わせが多い質問について回答を紹介しているものです。

今後、これ以外の質問についても問い合わせが多いものは、随時紹介して参りたいと考えておりますので、当ホームページを確認して下さい。

(目次)

赤で表示しているQがVer.1.0からの追加箇所です。

研究成果実用型研究「農業新技術2009、2010及び2011に掲載されている技術  
について」・・・Q1

研究成果実用型研究「農林水産省が実施した基礎・応用分野の研究について」・・・Q2

「共同研究グループ」について・・・Q3, 4, 5, 6

「普及支援組織」について・・・Q7, 8, 9, 10, 11

「技術研究組合」について・・・Q12

「研究連携協定」について・・・Q13, 14, 15, 16, 17, 18, 19

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について・・・Q20, 21, 22, 23

研究実施体制について・・・Q24

ヒアリング審査について・・・Q25

新規採択課題数 (想定) について・・・Q26

研究費の規模について・・・Q27

研究費関係について・・・Q28, 29, 30, 31, 32

応募書類の作成、**取扱**について・・・Q33、**Q34、Q35**

(研究成果実用型研究「農業新技術2009、2010及び2011に掲載されている技術について」)

Q1. 「研究成果実用型研究」における「農業新技術2009、2010及び2011に掲載されている技術」を生産現場へ定着させるための追加的な研究やこれらの技術を組み込んだ生産体系を構築するための研究とは、どのような研究ですか。

A1. 具体的には、「農業新技術2009、2010、2011」掲載技術の対象作物拡大に向けた研究や、現場に導入する際に見つかった技術的な問題点を解消する研究が挙げられます。

例えば、対象作物拡大に向けた研究では、「ナシのジョイント栽培技術」(農業新技術2010掲載)を、異なる品種やナシ以外の作目の生産体系に導入させる研究などが該当します。

「ナシの樹体ジョイント技術」は、早期成園化や整枝、剪定、収穫等の作業を簡素化し、作業時間の大幅な短縮が可能となる日本ナシ(幸水、豊水)の栽培技術です。

本事業では、モモやクリといった日本ナシ以外の作目で、このようなメリットを持つ樹体ジョイント技術を導入するための研究開発が実施されております。

また、技術的な問題点を解消する研究では、クリ新品種「ぼろたん」(農業新技術2010掲載)の産地拡大の阻害要因を克服するための栽培方法の研究などが該当します。

「ぼろたん」は渋皮が簡易に剥けるニホングリ品種で、クリ生産地や加工業者等の活性化が期待されております。

しかしながら、生産地では凍害により多くの果樹が枯死するといった問題が生じております。

本事業では、クリ新品種「ぼろたん」の栽培において発生が見られた凍害による枯死発生率を低減させるため、凍害危険度判定法の開発、凍害発生抑制技術の開発、現地実証試験といった研究が実施されております。

実用技術開発事業の「研究成果実用型研究」では、このような「農業新技術200X」で推進する農業技術を地域の生産現場へ定着するための追加的な研究開発の支援を行います。

(研究成果実用型研究「農林水産省が実施した基礎・応用分野の研究について」)

Q2. 「研究成果実用型研究」における農林水産省が実施した基礎・応用分野研究の対象事業について教えてください。

A2. 公募要領1の(3)の①の(ii)に記載されているイノベーション創出基礎的研究推進事業については、平成24年3月31日までに研究が終了する

- ①「イノベーション創出基礎的研究推進事業(平成20～23年度)」に加え、
- ②「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業(平成8～19年度)」
- ③「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業(平成15～19年度)」
- ④「新技術創出研究開発事業(平成12～14年度)」

を対象とします。

また、農林水産委託プロジェクト研究については、平成24年3月31日までに研究が終了する「委託プロジェクト研究(平成13～23年度)」の基礎・応用分野を対象とします。

(共同研究グループについて)

Q3. 共同研究グループでの応募が必須となっていますが、複数の民間企業がグループを構成し応募することはできるのでしょうか。

A3. 本事業は、産学官による連携研究を推進する観点から、4つのセクターのうち、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループを構築することを必須としています。このため、民間企業同士のグループや大学同士のグループ、また、民間企業単独での応募は募集対象になりません。必ず、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループで応募して下さい。

(共同研究グループの例)

- ① 代表機関：〇〇大学、共同研究機関：〇〇試験場、〇〇大学、(株)〇〇
- ② 代表機関：〇〇(株)、共同研究機関：独立行政法人〇〇研究所、生産法人〇〇
- ③ 代表機関：〇〇試験場、共同研究機関：〇〇大学、(株)〇〇、〇〇普及センター

Q4. 研究のコーディネートを行っている都道府県の産業振興センター等が代表機関となり、大学、民間、公設試、独法等の研究者を研究総括者として配置し、本事業へ応募することは可能ですか。

A4. 代表機関の要件として「研究を円滑に実施できる能力・体制を有していること」となっており、代表機関は自ら研究を行う機関であることが必要です。また、研究総括者の要件としては、「原則として代表機関に常勤的に所属していること」となっており、自らの機関に所属する研究者を研究総括者として配置する必要があります。これらの要件を満たさない場合は、代表機関として応募することはできません。

ただし、公募要領に記載されているとおり、事前に予算措置を要する等の地方公共団体の特殊性を考慮し、都道府県の公設試験場に所属する研究者が研究総括者として応募する際に、公設試が代表機関となることが困難と認められる場合に限定して、研究を実施しない機関も含め、研究総括者が所属する機関とは別の機関（「研究管理運営機関」）が代表機関となることができます。

なお、この措置は、都道府県の公設試験場が代表機関として応募する場合の特例措置であり、大学、民間、独法等が代表機関として応募する場合は認められません。この措置を希望する場合は、応募書類の様式2-4（研究管理運営機関を活用する理由書）を作成して、応募時に提出して下さい。

Q5. 共同研究グループの構築にあたって、試作品作成を担う民間企業等を参画させることは可能ですか。

A5. 単に試作品作成を担う民間企業等については、共同研究グループには参画できません。代表機関等からの請負契約で対応して下さい。ただし、機器・装置の開発に係る研究課題等であり、かつ、研究総括者等と問題点等をフィードバックしながら試作品を作成する場合は、共同研究グループに参画させることができます。

Q6. 地方公共団体においては、あらかじめ当初予算で予算措置がなされていないければ、代表機関又は共同機関になることはできないのですか。

A6. 課題が採択された場合に、代表機関においては、農林水産省と各々早期に委託契約を締結する観点から、年度当初に必要な予算措置がなされていることが基本と考えていますが、それが難しい地方公共団体にあっては、早期契約締結に支障がないよう必要な措置を行っていただきたいと考えています。

Q7. 共同研究グループの構築にあたって、農作物の栽培等を担う農業法人等を参画させることは可能ですか。

A7. 単に農作物の栽培等を担う農業法人等については、共同研究グループには参画できません。代表機関等からの請負契約で対応して下さい。ただし、研究総括者等と問題点等をフィードバックしながら農作物を栽培する場合は、共同研究グループに参画させることができます。

(「普及支援組織」について)

Q8. 「普及支援組織」とは、どのような役割を担うことを想定していますか。

A8. すべての研究課題において、研究グループに「普及支援組織」の参画を必須要件としております。

普及支援組織の役割としては、研究成果を個別の地域の生産現場等へ迅速に導入・普及させるための技術開発を行うこととしており、普及支援組織は、当該研究成果を現場に導入した際に発生する問題点の抽出、当該問題点の研究側へのフィードバック、問題点を改善し改良された技術の現場への再導入など、研究実施側と個別の生産現場等とをつなぐ橋渡しとしての役割を想定しています。

応募にあたっては、研究課題提案書の様式1-3の普及支援組織の欄に、普及支援組織の名称を必ず記載して下さい。記載がない提案書については、審査を行いませんのでご留意下さい。

Q9. 「普及支援組織」とは、具体的にどのような機関を想定していますか。

A9. 公募要領の中では、普及支援組織については、「都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関等」と位置づけています。

農林水産系の技術開発では、都道府県の改良普及センター等のような技術指導機関や協同組合、食品製造系の技術開発では、食品メーカー等の民間企業がその役割を担うことを想定しています。

普及支援組織については、個別の研究課題ごとに研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させるために、一番ふさわしい機関名を提案書の中に記載していただくことが重要です。

このため、研究グループの代表機関や共同研究機関でも、普及支援組織として一番ふさわしい機関であれば、提案書の中に記載することは可能であると考えています。

Q10. 当方は食品製造メーカーであり、代表機関として、新たな食品の製造技術に関する研究課題を提案しようと考えていますが、この場合、他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要がありますか。

A10. より現場に密着した技術開発や現場への迅速な導入・普及を目指す観点から、普及支援組織の参画を必須としていますが、このような事例の場合は、代表機関自らが現場に密着した機関であり、普及支援組織としての役割を兼ね備えていることから、あえて他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要はありません（ただし、共同研究の推進という観点から、他の食品メーカーの参画を妨げるものではありません。）。

Q11. 「普及支援組織」は、研究開始の初年度から研究を実施する必要がありますか。

A11. 普及支援組織の参画は、1年目から共同研究グループに参画することは必須とはしていません。ただし、2年目、3年目からの参画の場合でも、必ず、応募時の提案書に普及支援組織名を記載して下さい。

また、研究課題が採択され、農林水産技術会議と契約を結ぶ際に、研究グループで構築するコンソーシアムにも参画して頂く（規約等に連名する）必要があります。

Q12. 「普及支援組織」に対して、予算措置（資金交付）をする必要はありますか。

A12. 必ずしも予算措置（資金交付）をする必要はありません。これは「普及支援組織」限らず共同研究機関についても同様です。

ただし、資金の交付を受けなくても、研究課題が採択され、農林水産技術会議事務局と契約を結ぶ際に、研究グループで構築するコンソーシアムに参画する（規約等に連名する）必要があります。

(技術研究組合について)

Q13. 技術研究組合は、実用技術開発事業に応募できますか。

A13. 以下の2つのどちらかの方法により、実用技術開発事業に応募できます。

1. 技術研究組合と普及支援組織での応募

技術研究組合の組合員が、下記参考のⅠ～Ⅳセクターのうち、2以上のセクターで構成されている場合には、同組合自体が共同研究グループであるとみなし、技術研究組合と「普及支援組織」(都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等、研究成果を生産現場に迅速に導入・普及させる観点から、参画する機関)とが連携する(緊急対応研究課題を除く)ことで、本事業に応募できます。

なお、技術研究組合の事業は、試験研究の実施、その成果の管理、組合員に対する技術指導及び施設使用許可等に限られるため、自らは「普及支援組織」になることができません。提案段階で、適切な「普及支援組織」を選定・連携いただき応募してください。

2. 技術研究組合が上記1の要件を満たさない場合の応募

上記1の要件を満たさない技術研究組合はセクターⅣに該当することとし、同組合のほか、Ⅰ～Ⅲのセクターに属する、1以上の研究機関を含む共同研究グループでの応募が必須となります。

また、1と同様に研究成果を生産現場に迅速に導入・普及させる観点から、「普及支援組織」(都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関)の参画が必須(緊急対応研究課題を除く)となります。

<1、2共通事項>

なお、技術研究組合及び共同研究グループに参画した者以外の研究機関は、原則として研究開発に参加できませんので、ご注意願います。

<参考：技術研究組合とは>

技術研究組合は、技術研究組合法(昭和三十六年五月六日法律第八十号。以下、「法」と略す。)に基づき、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行う(法第1条)ことを目的とする法人です。

技術研究組合の事業は、試験研究の実施、その成果の管理、組合員に対する技術指導及び施設使用許可等に限られます。

(研究連携協定について)

Q 1 4. 研究連携協定と研究課題は同じものですか。

A 1 4. 研究連携協定は、研究の諸課題に対応するため、独立行政法人研究機関、公設試験場等が組織的な連携体制を構築し、実用技術開発事業の研究課題に関わらず幅広く研究協力等を約するものです。その関係を例えると、研究連携協定は、特定の研究分野の分母であり、研究課題はその分子ということになります。

Q 1 5. 研究連携協定を締結し、実用技術開発事業に応募する場合、締結したすべての参画機関が共同研究グループのメンバーになる必要があるのですか。

A 1 5. すべての参画機関が共同研究グループのメンバーになる必要はありません。研究連携協定の参画機関の一部からなる研究グループで応募することができます。また、研究連携協定に参画していない機関と一緒に共同研究グループを組むことも可能です。

Q 1 6. 新しく始める研究を研究連携協定の研究分野としてもよいか。

A 1 6. 新しく研究を始める場合には、従来からある研究資源の共有や効率化が図れないと考えられるため、研究連携協定の研究分野の対象とすることはできません。

Q 1 7. A県は研究を行っているが、B県は研究を行っておらず、何らかの場合に備えて、B県はA県から情報提供を受けるといった内容で研究連携協定を結ぶことは可能ですか。

A 1 7. B県からA県へ研究資源（人、物、金）の集約化等、何らかの対応が行われるのであれば、研究連携協定を結ぶことは可能ですが、単なる情報提供では、研究連携協定を結ぶことはできません。

Q 1 8. A県とB県で水稻の育種について研究連携協定を結ぶ場合、A県とB県のいずれも、現在水稻の育種に取り組んでいる必要があるのでしょうか。

A 1 8. 必ずしも水稻の育種に取り組んでいる必要はありませんが、A県とB県のいずれも水稻の研究を行っていることが必要です。

Q19. 研究連携協定は、水稻の育種の研究分野のみを対象とする研究連携協定でも良いのでしょうか（他の水稻の研究分野を盛り込む必要があるのでしょうか。）

A19. 水稻の育種の研究分野のみを対象とする研究連携協定の内容が、研究資源の重点化、集約化、共同化であると判定されれば、他の研究分野を盛り込む必要はありません。

Q20. 共同化の人事交流の具体的な例について御教示をお願いします。

A20. 研究連携協定で約された研究の遂行のため、必要に応じて、独立行政法人の職員と都道府県の職員の人事交流や所属機関の身分を残したまま相手方に職員を派遣すること等を想定しています。

（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について）

Q21. 応募に当たって、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）には、共同機関も全て機関登録を行う必要がありますか。また農林漁業者も登録が必要ですか。農林漁業者の場合は所属研究機関が存在しませんが、その場合、所属研究機関コードはどうすればいいのですか。

A21. 21年度の募集から、e-Radでの応募が必須となりました。したがって、応募を行おうとする共同研究グループは事前に所属研究機関コードと研究者番号の取得を必ず行って下さい。

所属研究機関コードと研究者番号を取得しなければならない、機関及び研究者は以下のとおりです。

農林漁業者のように研究機関に所属しない者についてもe-Rad上、研究者という扱いとなり、共同研究機関として研究費の交付を受ける場合には、研究者番号を取得していただく必要があります。e-Radシステムでは、このような研究機関に所属していない研究者は個人として登録（個人の場合の所属研究機関コードは「999999999」となります。）できることとなっており、農林漁業者個人が本事業に参画する場合は、個人登録を行い必ず研究者番号を取得して下さい。

(参考) 所属研究機関及び研究者の申請・登録

e-Radシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセス

- ① 所属研究機関の申請・登録の場合は、所属研究機関向けページからアクセスして「様式12 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 研究者情報登録/変更申請書 (所属研究機関用) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出
- ② 研究者 (研究機関に所属しない個人) の申請・登録の場合は、研究者向けページからアクセスして「様式3 研究者番号登録依頼書」 (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/download/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出。なお、登録手続きに2週間程度の日数を要しますので、余裕を持って申請・登録を行って下さい。

Q22. 都道府県所属の研究機関 (例えば〇〇県△△研究センター。以下「公設試」という。) が既に所属研究機関コードを取得している場合であっても、都道府県庁が代表機関となる場合には、応募に当たって、別途e-Radシステムの所属研究機関コードを取得する必要がありますか。

A22.

- (1) 以下の場合は、都道府県庁が代表機関として応募するに当たって、あらためて機関コードを取得する必要はありません。
  - ① 研究総括者の応募内容について機関承認を行う権限 (以下「機関承認権限」という。) が研究総括者が所属する公設試に委任されている場合
  - ② 機関承認権限が都道府県庁にある場合であって、公設試が機関登録に当たって都道府県庁内部局の職員を事務代表者・事務担当者として登録している場合 (機関登録に当たって公設試に所属する職員を事務代表者・事務担当者としている場合には、その変更が必要となります。)
- (2) 上記以外の場合にあっては、都道府県庁が機関コードを取得して応募する必要があります。この場合、公設試が既に機関登録している場合であっても、都道府県庁が、これとは別に機関登録することが可能となっています (なお、国からの契約の相手方については、契約時に再度確認したいと考えています。)

Q23. e-Radシステムでの申請では、研究総括者が応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードすれば応募が完了するのですか。

A23. e-Radシステムでは、研究総括者がシステムに応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードしたあと、所属研究機関の「応募承認」がなければ提出が完了したこととなりません。当方でも応募情報を受理(ダウンロード)することができませんのでご注意ください。(機関承認はe-Radで事務代表者が「承認」の操作をすることによりなされます。詳細は、e-Radポータルサイトの所属研究機関用マニュアル (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) をお読み下さい。)

※ 代表機関の事務代表者が「承認」を行わない限り応募が完了しませんので、研究総括者は入力終了した旨を必ず事務代表者にお伝え下さい。

(研究実施体制について)

Q24. 「1小課題(最小単位の課題)は、原則1機関で分担する体制として下さい。」とありますが、複数の機関で担当することはできないのですか。

A24. 参画機関については、研究を効果的・効率的に実施するために、課題の構成に基づいて役割分担を明確にすることが重要であり、この点については研究計画の効率性の観点から審査の視点のひとつとなることから、1小課題は、原則1機関で分担する体制とし、参画機関は過度に多くならないこと(名目的に名前を連ねることは避けて下さい。)が望ましいところです。

(ヒアリング審査について)

Q25. ヒアリング審査は何処で行うのですか。

A25. 昨年度の場合は、農林水産省内で行いました。本年度についても同様に考えており、対象課題の研究総括者には、開催日、開催時間及び開催場所を連絡いたします(ホームページ上でもお知らせします。)

なお、ヒアリング審査では、研究総括者による研究内容等のプレゼンとそれに対する質疑・応答を行うこととしており、パワーポイント等によりプレゼン資料を作成いただくこととなります。

(新規採択課題数(想定)について)

Q26. 公募要領に平成24年度の新規採択課題数(想定)が記載されていますが、実際の採択数を示したものはありますか。

A26. 新規採択課題数(想定)については、公募を行うにあたって一定の目安を示したものであり、必ずしも記載した課題数が採択されるものではありません。実際の採択数については、全体予算額の水準、応募課題数や応募課題の単価によって変動することがあります。

(研究費の規模について)

Q27. 研究費が2千万円を超えて申請した場合は審査で不利になりますか。

A27. 各々の研究タイプで、2千万円を超えて申請したとしても、それが研究計画に沿って精査されたものであり、かつ、その経費が必要である理由が明確であれば審査上不利にはなりません。

なお、この場合は、応募書類の様式2-1の該当箇所にその理由を明確に記載して提出して下さい。

(研究費関係について)

Q28. 2年目から研究を実施する共同機関について、研究開始初年度において開催される研究推進会議の参加旅費を計上することは可能ですか。

A28. 研究を実施しない年度について経費を計上することは認められません。このような場合は、代表機関の研究員等旅費に計上し、代表機関から共同研究者へ支払うようにして下さい。

Q29. 当該事業の成果発表のため、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費は直接経費に計上することは可能ですか。

A29. 当該事業の成果発表であっても、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費については、原則、直接経費として認められません。

Q30. 国からの交付金で人件費を負担している職員について、当該事業に従事する時間分の人件費を直接経費に計上することは可能ですか。

A30. 国及び地方公共団体からの交付金等で人件費を負担している法人（地方公共団体）については、職員の人件費は、直接経費として認められません。

Q31. 研究上必要な機器や高額物品の購入はどの程度可能ですか。

A31. 委託費の直接経費の用途については、研究遂行上、直接必要なものに限っていますが、その内訳について特に制限を設けていません。しかしながら、通常の研究機関であれば所有していると考えられる機器（遠心分離機、恒温機などの基本機器）や、研究費の大半を占めるような高額機器については、審査の段階において必要性を問われる（不必要と見なされる）ことがあります。提案された課題を遂行するに当たり本当に必要な機器なのか、研究規模に比して購入する機器が過大ではないか、という観点で査定されることが多いので、様式2-1において、使用目的と必要性を明確に記載して下さい。

なお、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から購入ではなくリース等で対応して下さい。

Q32. 人件費、賃金について決められた単価はありますか。

A32. 当方において定めた単価はありませんので、応募機関において定められた人件費等の単価に基づき計上して下さい。ただし、高額の場合、査定対象となる場合があります。

（応募書類の作成、**取扱**について）

Q33. 様式2-3（経理事務体制について）は共同研究グループの全機関分を作成するのでしょうか

A33. 代表機関分のみ作成して下さい。

Q34. 様式2-3（参画機関の知的財産への取組状況について）は、具体的にどのようなことを記載すればよいのでしょうか。

A34. それぞれの項目毎に簡潔に記載願います。「無し」の場合でも、今後策定予定であったり、現在ある指針等を活用する場合は、その旨を記載願います。  
以下に事例を示します。

（記載事例）県の試験場と民間企業2社で研究グループを構成している場合

- （1）凍害研究課題についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無  
無し：但し、代表機関である〇〇県知的財産取扱指針に基づき活用する予定
- （2）各参画機関における知的財産管理指針、ポリシー、規定等の有無
- ・ 〇〇県（代表機関）：有り「〇〇県知的財産取扱指針」（知的財産の創出、保護、管理、活用及び教育・普及について記載）
  - ・（株）〇〇産業（共同機関）：無し
  - ・（株）〇〇工業（共同機関）：有り「知的財産の運営管理に関する規則」（発明考案、権利の取得・管理等を一元的に記載）
- （3）研究グループにおける知的財産の管理指針、ポリシー、規定等の有無  
無し：但し、代表機関である〇〇県知的財産取扱指針に基づき策定する予定
- （4）知的財産部や担当官の配置（設置）の有無
- ・ 〇〇県（代表機関）：有り（以下組織図）
    - ・ 所長－〇〇課長－知的財産班（担当官2名）
  - ・（株）〇〇産業（共同機関）：無し
  - ・（株）〇〇工業（共同機関）：有り（以下組織図）
    - ・ 知的財産部－知的財産第1課（〇〇部門の国内、国外特許出願関連）
    - －知的財産第2課（商標、意匠、契約関連）

Q35. 応募書類に記載している事項等については、評価員等に守秘義務はあるのでしょうか。

A35. 公募要領13ページに記載しておりますが、応募内容に関する秘密は厳守します。また、評価員についても、守秘義務について了解を得た上で、評価を依頼しております。